

レポート]

オンラインシンポジウム「若者に届け！未来を創る消費者教育～成年年齢引下げ1年後のリアルを踏まえて～」／シンポジウム「消費者契約法と消費者裁判手続特例法のこれから」／「金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告」に関する意見書について／大阪府の特定複合観光施設区域整備計画認定に関する会長声明

レポート

オンラインシンポジウム「若者に届け！未来を創る消費者教育～成年年齢引下げ1年後のリアルを踏まえて～」

1 概要

2023年4月7日、日弁連が主催し、東京三弁護士会の共催を得て、標記オンラインシンポジウムを開催しました。

成年年齢引下げから1年が経過した現在の若者の消費者被害の実態、若者に対する消費者教育の実施状況について確認した上で、若者を対象とした消費者教育が、当事者である若者に届いているのかどうか等を掘り下げて検討する場として、本シンポジウムを企画しました。

2 報告

国民生活センターから、成年年齢引下げ後の18歳、19歳の消費者トラブルの状況について、消費者庁から、若年者のための教育・啓発活動について、高等学校教諭の池垣陽子さんから、学校現場における消費者教育の取組状況について、江花史郎会員（新潟県）から、弁護士による消費者教育の出前授業の取組について、それぞれ報告がありました。

国民生活センターの報告によると、若年層に特に多い消費者トラブルとして、お金の儲け系（副業、アフィリエイト、FX等）と美容系（特に脱毛サロン）が挙げられるということでした。消費者教育を担う側である消費者庁、高等学校教諭、弁護士からは、教材の内容や形式、授業の方法など、できるだけ現在の若者が受け入れやすいように創意工夫を行っている旨の報告がありました。

3 パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、高橋真一会員（鳥取県）がコーディネーターとなり、上記4名の報告者に加えて、高校3年生の内藤響さん、大学3年生の中村碧依さん、大学4年生の伊東京香さん、そして、大学院1年生の森康喜さんにも御登壇いただき、消費者被害や消費者教育について、若者としての率直な意見を述べていただきました。

高橋会員からは、若者パネリストに対して、これまでに受けた消費者教育の印象や記憶、現在の若者はどういったことに興味を持ち、どこから情報を得ているのか、実際に被害に遭った若者はどういった対処をしているのかといった点について質問がなされました。

パネリストからは、「学校の授業として受けた消費者教育について、クーリング・オフの制度について教えられた程度の印象しかない」、「ビデオを見た記憶があるものの、その内容がリアリティを欠いており、自分が消費者トラブルに巻き込まれることを想像することができなかった」等の意見が述べられ、従来型の教育では、若者に対して教育内容が響かない可能性があることが分かりました。一方、実際に消費者被害を受けた方からの相談を間近で見聞きしたり、弁護士による出前授業を受けたりしたこと



があるというパネリストからは、そのような経験は深く印象に残っているとの意見が述べられていました。また、消費者庁制作の生徒用教材「社会への扉」については、皆さんから好意的な意見が寄せられていました。

若者の情報収集方法については、Yahoo!やGoogleといった検索エンジンも使うが、それらと同等あるいはそれ以上にSNSを活用しているという声が多数ありました。

実際に被害に遭った場合の対処については、若者は電話をかけること自体に抵抗感を有している人が多いため、消費者ホットライン「188（いやや）」といった公的機関に電話をかけるのは相当難しいという意見もありました。

4 終わりに

本シンポジウムでは、当初の狙いどおり、若年者のリアルな声を聴くことができました。本シンポジウムの結果を生かして、今後も常に試行錯誤しながら若者のニーズに合った消費者教育を検討していきたいと思えます。

消費者教育・ネットワーク部会
山田浩司（香川県）

シンポジウム

「消費者契約法と消費者裁判手続特例法のこれから」

1 リアルとオンラインのハイブリッド開催

2023年4月13日、日弁連が「消費者契約法と消費者裁判手続特例法のこれから～これまでの法改正の到達点をさらに超えていくために求められるもの～」を開催しました。リアル（登壇者）とオンライン（視聴者）のハイブリッドによる実施で、参加者は250名を超えました。

2 改正消費者契約法に関する解説

第一部は、大野岳会員（群馬）が、令和4年改正消費者契約法（5月改正、12月改正を含む。以下、「改正法」といいます。）の実体法部分について解説しました。不当勧誘取消権や事業者の努力義務規定が追加されたことを紹介した上で、実務でのあるべき解釈論が紹介されました。例えば、改正法第4条第3項第3号の勧誘することを告げずに退去困難な場所に同行して勧誘する取消権については、「消費者が任意に退去することが困難な場所」という要件を、消費者の心理的な要因も加味して判断すべきであり、街中であっても一般人が立ち入らないビルの一室や、オープンスペースでも会員や信者が周囲にいる場合等は、心理的にみて退去困難と解釈すべきということです。

コメンテーターの河上正二氏（東京大学名誉教授、青山学院大学客員教授）は、改正法を前提にしても、消費者契約法は未だあるべき姿に到達していないとコメントしました。そもそも、消費者契約は内容や取引形態が多岐にわたることから、各種の規制手段を組み合わせるきめ細かなルールを構築する必要があり、そのためには業態や目的物に応じた特別法と包括的な一般法による対処が必要で、特定商取引法、割賦販売法等の個別立法とならんで、民法に匹敵する比較的包括的なルールとしての役割を期待されたのが消費者契約法であるということです。

3 改正消費者裁判手続特例法に関する解説

団体訴訟に関する部分の改正については、今井一成会員（長崎県）から解説がありました。対象範囲の拡大、和解の柔軟化等、一定の前進があったことが紹介されました。具体的には、従前は慰謝料が共通義務確認訴訟の対象外でしたが、一定の場合には慰謝料が対象となります。これにより、東京医大事件のように受験生が差別的な扱いを受けた場合や、故意の情報漏洩事件で、団体による慰謝料請求が可能になりました。

また、共通義務確認訴訟の被告となり得る者として、被用者・事業監督者が追加されました。消費者への情報提供のルールも改正され、2段階目の手続において、事業者は消費者への個別通知が義務付けられました。

さらに、和解の早期柔軟化に関し、（賠償金ではなく）解決金を支払う和解や、料金割引、保証期間延長、金銭の支払以外による解決等、1段階目の手続で、様々な内容の和解が可能になりました。

コメンテーターの町村泰貴氏（成城大学法学部教授、消費者支援ネット北海道理事）は、対象の拡大、共通義務確認訴訟における和解の柔軟化、対象消費者への情報提供の強化等の改正を積極的に評価する一方で、いわゆる支配性の要件に対する対応や、事業者の財産保全をするためのルール作り等、残された課題があることも指摘しました。

4 パネルディスカッション

第2部は、河上氏、町村氏、清水かほる氏（内閣府消費者委員会委員、消費生活相談員）、平尾嘉晃会員（京都）をパネリストに迎え、今後の改正の在り方についてディスカッションしました。コーディネーターは、筆者が担当しました。

冒頭、河上氏は、令和4年改正を

総括し、包括的な民事ルールが必要であり、個別の細かい取消権の追加等では、現在起きている被害に対応するには不十分と指摘しました。

町村氏は、特定適格消費者団体の理事の立場から、これまで消費者団体が取り組んできた高額なキャンセル料条項の問題を紹介し、改正法では消費者契約法第9条第1項第1号の立証責任の負担を軽減するための改正が不十分と指摘しました。

平尾会員は、消費者庁の「消費者契約に関する検討会」の委員としての立場から、検討会報告書で取りまとめられた内容の改正が実現しなかったと指摘しました。

清水氏は、改正法では、今まさに起きている高齢者や若者に関する消費者トラブルに対応できないとコメントしました。

続いて、コーディネーターである筆者が、消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会の紹介をしました。同懇談会では、消費者の「不合理さ」や「脆弱さ」を正面から捉えた法制度整備が必要である等、重要な指摘がされています。

パネリストからは、消費者契約法に原状回復の損害賠償の規定を導入するなど、従来の枠組みに囚われない、抜本的な改正が必要であるという意見が出ました。そのためには、消費者契約法のみならず、他の法令も含めた新しい視点による検討が必要です。

5 おわりに

シンポジウムは盛況でした。ただし、今後の課題とそのハードルの高さも浮き彫りになりました。シンポジウムで示された新しい考え方を実現するために何をすべきかを、引き続き検討する必要があります。

消費者契約法部会
志部淳之介（京都）

「金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告」に関する意見書について

1 はじめに

本稿では、日弁連が2023年3月16日付けで公表した、「金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告」に関する意見書（以下「本意見書」といいます。）について、その作成の経緯や内容等について解説します。

2 顧客本位の業務運営に関する原則について

2017年3月、金融事業者のベスト・プラクティス実現を目指し、顧客本位の商品・サービスの提供を促す取組として、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」といいます。）が策定されました。この原則は、広く金融事業者がとるべき行動について、法令等で詳細に規定するルールベース・アプローチではなく、抽象的な行為規範や行動原則を定めて各事業者の指針とするプリンシプルベース・アプローチを基本としています。金融業界では、この原則を元に重要情報シート（金融事業者や金融商品・サービスに関する情報を簡潔に分かりやすく、かつ、比較可能な形で顧客に提供することを目的とした書面）などの活用が始まっています。もっとも、原則は、法的拘束力を有する規範ではないこともあり（原則を受け入れて実現するための方針を公表した金融事業者には、原則の対応状況を踏まえた検査・監督が行われる）、原則を採択していなかったり、原則に基づく方針等を公表していなかったりする金融事業者も多く存在するなど、取組は「道半ば」の状況にあるとされていました。

3 顧客本位タスクフォース中間報告について

以上のような状況の中、2022年12月9日、金融審議会市場制度ワーキング・グループの「顧客本位タスクフォース」（以下「顧客本位TF」といいます。）は、原則の一部を法的義務としてルール化し、顧客本位の商品・サービスの提供の実現を更に進めるとともに、金融教育も含めた幅広い観点からの提言を行うことを内容とする中間報告を取りまとめ

て公表しました。その提言事項は多岐にわたりますが、主な内容としては、①顧客の最善の利益を図るべき義務を、金融事業者一般に共通する義務として法定化すること、②顧客への情報提供に関し、利益相反の可能性や手数料等についての情報提供をルール化し（特に仕組債の組成コストの開示等）、デジタル技術の情報提供への活用と併せ、金融商品取引業等に関する内閣府令で規定されている実質的説明義務（金商業等府令117条1項1号は、契約締結前交付書面の記載事項について、顧客の属性等に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、契約を締結する行為を禁止している）を法定化すること、③顧客へのアドバイスに関し、顧客の立場に立った「認定アドバイザー」を創設し、他方で一定の条件のもとに投資助言業の登録要件を緩和すること、④資産運用業についてプロダクトガバナンス確保や、金融商品の組成会社・販売会社に求められるべき機能及び役割の明確化を実現していくために必要な、原則の見直しやルール化のために検討を進めていくことなどが挙げられます。

4 本意見書の内容

本意見書は、上記中間報告を受けて提出したもので、顧客（投資家）保護の観点から、基本的に賛成した上で、主に以下のような意見を述べています。

(1) 顧客の最善の利益を図るべき義務の法定化について

賛成しつつ、具体的な行為規制の解釈指針等として、適切かつ積極的な活用が図られるべきであることや、更なる具体化を検討すべきであるなどの意見を述べています。

(2) 利益相反の可能性についての情報提供義務のルール化等について

① 賛成しつつ、該当事項について、適切に具体化されるべきであること、またその内容は顧客が容易に理解できるよう、明確に分かりやすく提供されるべきであることなどを

述べています。

- ② 仕組債については、一般の顧客への販売を適切に制限することが必要ですが、販売が認められ得る顧客に販売する場合は、組成コストの開示を含む、より一層の情報提供を明確に義務付けるべきであると述べています。
- (3) 実質的説明義務の法定化と情報提供のデジタル化について
- ① 実質的説明義務を法律上規定することについて、賛成しています。
- ② デジタル手段による情報提供に当たって、顧客に追加的費用負担なく書面で情報提供を受ける選択肢を確保する義務及び顧客属性に応じた方法で書面交付が可能であることの告知義務を課すことに賛成しています。
- (4) 認定アドバイザー制度の整備と投資助言業の登録要件の緩和について
- 認定アドバイザーにかかる投資助言業の登録要件について、不適切な者が参入しないよう適切な内容とし、登録後も適切な監督を行うべきであると述べています。
- (5) 金融商品のプロダクトガバナンス等について

プロダクトガバナンスのための制度の具体化を含め、原則の見直しや必要なルール化を更に進めるべきとしています。

5 最後に（金融商品取引法、金融サービス提供法等の改正など）

その後2023年3月16日、中間報告を受けた金融商品取引法、金融サービス提供法等の改正案が国会に提出されました。本稿ではその内容を解説するスペースはありませんが、中間報告及び本意見書のうち、利益相反の可能性についての情報提供義務や仕組債の組成コストの開示等については改正案では明記されず、府令や日証協の自主規制に拠ることとなるようです。

金融サービス部会副委員長
島 幸明（第二東京）

大阪府の特定複合観光施設区域整備計画認定に関する会長声明

1 2023年4月14日、国土交通大臣は、特定複合観光施設区域整備法に基づき、大阪府から提出された特定複合観光施設区域整備計画（以下「大阪IR整備計画」といいます。）を認定しました。今後、大阪にカジノを含むIR（統合型リゾート）施設が作られようとしています。

日弁連は、2014年5月9日付けで「「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」に反対する意見書」を公表して以来、カジノ解禁には、暴力団対策上の問題、マネー・ローンダリング対策の問題、ギャンブル依存症患者の増大、多重債務問題の拡大の危険性及び青少年の健全育成への悪影響等の多くの弊害があることを理由に、一貫して反対してきました。今般、認定された大阪IR整備計画は、これらカジノ解禁に伴う一般的な懸念事項に加え、次に述べる通り、様々な具体的問題点も、指摘されています。

2 例えば、大阪市はIR事業用地の土壤汚染や液化化リスクに対応するため約790億円の費用負担を議決しているところ、これまで現状融資を基本としてきた市がIR事業用地に限りこのような債務負担をすることは平等原則に反しないか、また仮に、大規模な地盤沈下等が発生した場合、更に無制限に費用負担せざるを得なくなるのではないか、という問題が指摘されています。この問題については、住民監査請求に基づく監査にお

いて、監査委員からも請求に理由ありとする意見が出て合議不調となり、その後、借地契約の差止め等を求める訴訟が提起され、現在、訴訟係属中です。

3 また、大阪IR整備計画では、開業3年目のIR事業全体の収益の見込みを約5200億円とし、うち4200億円（約8割）をカジノ部門からの収益と見込んでいるところ、新型コロナウイルスの影響により海外のカジノ事業の収益が落ち込み、また、中国は海外カジノへの渡航を規制強化している中で、これらは甘い見通しとなっていないか、との疑問もあります。

実際、大阪では、住民投票条例の制定を求める直接請求の署名が20万筆を超えるなど、大阪IR整備計画への懸念を示す声が大きくなっていました。

4 一方、審査委員会による会議は非公開とされ、審査状況に関する議事録ないし議事要旨が公開されることもありませんでした。認定がなされた後で、ようやく「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」審査結果報告書」（以下「本報告書」といいます。）が公表されたわけですが、これでは、日弁連が求めてきた「慎重かつ透明性を担保した審査手続」がなされたとはいえず、手続保障は不十分であったといわざるを得ません。

5 加えて、本報告書の中でも、様々な問題点が指摘されています。例え

ば「地域との良好な関係構築」について「…能動的な理解促進のための取組の計画が乏しいように見受けられる。」とされ、依存症対策について「…依存症にならないための予防的な取組や、早期発見・家族以外の第三者も含めた早期介入の体制構築がより重要であるところ、…実効性のある早期発見・早期介入のための取組の記載があまり見られず、今後の具体化が必要である。」とされている点などです。

さらに、大阪IR整備計画の認定に当たっては地域との良好な関係構築や日本人の依存防止対策を始めとして実効性を持って取り組むことを含む7つの条件が付されたことが公示されていますが、今後、これらの条件が確実に成就されるという保証はありません。そもそも、これらの条件を付さなければならないようであれば、大阪IR整備計画の認定自体すべきではなかったのではないかと考えられます。

6 日弁連は、2023年4月26日、「大阪府の特定複合観光施設区域整備計画認定に関する会長声明」を公表しました。大阪IR整備計画の認定にあたり、以上のような様々な懸念や課題があることを踏まえ、改めてカジノ解禁について反対の意思を表明するとともに、カジノの問題点を今後も訴え続ける所存です。

多重債務部会副委員長
三上 理（東京）

編 ■ 集 ■ 後 ■ 記

6月1日に新たな困惑類型や事業者の努力義務の拡充を内容とする改正消費者契約法や、契約書面等の電子化に関する改正特商法が施行されました。消費者被害の状況や社会情勢の変化に対応する形で消費者関連法令が改正されていきますが、

置いて行かれないように改正状況や改正に向けた議論状況などを意識して把握するようにしないといけないと常々思うところです。

本ニュースは、最新の議論状況や問題点を把握することができ、消費者事件に関する重要な判決

情報なども知ることができるため、とても有益だと感じています。本ニュースを読んでいただいた皆様にも同じように思っていたらよい、今後も編集者の一人として最新の話題や重要な情報をお届けできればと思っています。 品谷圭佑（東京）